

都民のための生産情報提供事業実施要綱

15産労農振第2391号

平成16年4月1日

第1 趣旨

都民の食卓に上る食品は、日本はもとより世界各地から流入しており、その生産・加工・流通は非常に複雑化し、都民にわかりにくいものになっている。

こうした食品の安全・安心を確保するためには、食品の安全性の検査・監視を行うとともに、食品の生産・製造・流通・販売に関する生産情報などを食品事業者が都民に積極的に提供していくことが重要である。

このため、都は食品事業者の安全基盤の確立への取組を促進し、都民に農産物を提供している近隣県等との連携を深めながら、食の安全・安心確保に取り組んでいく。

第2 事業の推進方針

- 1 本事業は、食品事業者が自ら消費者への生産情報の提供により食品の安心対策をすすめ、コミュニケーションを通して消費者ニーズや安全生産技術情報を収集することにより、安全な生産を追及していく。
- 2 本事業を推進する中で、食品事業者は、生産情報の提供が食品を生産し製造する事業者の責務であり、さらに、消費者の理解を得る上で重要であることを十分に認識し、事業者間での工夫・協力・互助により、情報の記録・提供に取り組む組織体制を整えていくものとする。
- 3 本事業は、食品事業者の生産情報の記録・提供に対する取組を消費者へ知らせることを中心とし、生産及び製造業者、流通販売業者、消費者とのリスクコミュニケーションの実施や、都と近隣8県の連携による農産物安全対策を行っていく。

第3 事業の推進方法

1 食品事業者による生産情報の記録と提供の促進

(1) 生産情報提供食品事業者登録制度

本事業は、生産及び製造情報を記録し、提供している食品事業者及びその生産情報を提供する食品を募集し、「生産情報提供食品事業者」及び「生産情報提供食品」（以下「登録事業者」及び「登録食品」という。）として登録する。

(2) 生産及び製造団体に対する支援

本事業は、生産及び製造団体等における生産情報記録の整備推進を支援する。

- (3) 消費者に対するPRと都の支援
消費者に対しホームページ等で、事業の取組や登録事業者等に関する情報を積極的に提供し、支援する。
また、食品の生産などに関する情報収集への消費者の取組を支援する。
- 2 農産物の広域的な安全・安心の確保
 - (1) 広域連携による取組み
本事業は、都と近隣県による農産物等の生産に関する安全・安心確保の取組みのための広域連携を促進する。
 - (2) 近隣県における情報連絡の促進
都と近隣県により、農産物等の安全や消費者と生産者の交流による相互理解、生産者の生産情報の記録と提供の促進などについて、意見交換を進め本事業の推進に反映するものとする。

第4 推進体制の整備

- 1 都民のための生産情報提供事業推進チーム
 - (1) 本事業に商工部、農林水産部、食品技術センターなどの課長級及び係長級職員で構成する「都民のための生産情報提供事業推進チーム」を設置し、局長の指示にもとづき当事業の総合的な推進を図る。
 - (2) 事務局を農林水産部に置く。
- 2 食品安全対策推進調整会議
都の食品安全確保対策を総合的かつ計画的に推進するため、産業労働局、環境局、健康局、生活文化局、中央卸売市場で構成する「食品安全対策推進調整会議」と連携及び調整を図りながら本事業を推進していく。
- 3 東京都生産情報提供食品事業者登録審査会
学識経験者及び東京都の食品関係局の職員で構成し、登録申請の内容及び登録取消の可否などについて意見を取りまとめ、知事に報告する。
- 4 都民の食の安心推進協議会
 - (1) 本推進協議会は、学識経験者、消費者代表、農業生産者代表、食品産業代表、流通販売業界代表で構成し、本事業全体の推進及び登録事業者の登録等に関する以下の協議を行い、その結果を産業労働局長に報告する。
 - ア 食品のリスクコミュニケーションの課題や今後の対策について
 - イ 登録事業者への実地調査の方法及び計画について
 - ウ 登録事業者と消費者との交流促進計画について
 - エ 登録制度実施にかかる実施上の課題等の検討について

オ 食品事業者のトレーサビリティ推進について

5 都県広域農産物安全会議

本事業に東京都と茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県（以下「9都県」という。）による「都県広域農産物安全会議」を設置し、広域的な農産物等の安全・安心確保対策に関する以下の検討を行い、9都県で推進する。

- (1) 農作物の安全生産対策について
- (2) 生産者と消費者との相互理解の促進について
- (3) 農産物等の生産履歴の記録促進と提供システムの確立について
- (4) その他、農産物安全会議における協議を踏まえ、広域連携による食品の安全・安心確保対策について

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、各事業実施要領において別に定めるところによる。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。